

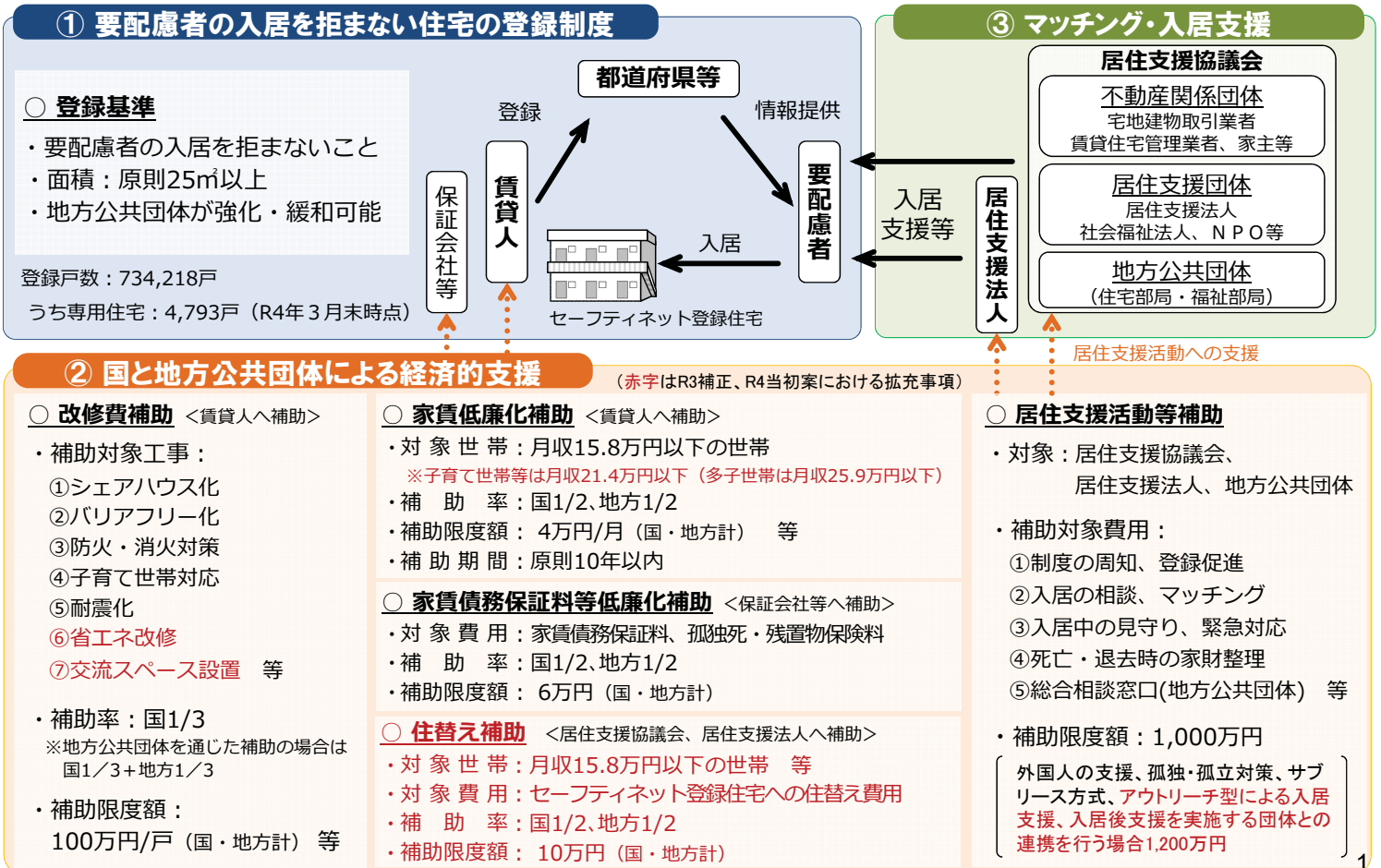
# 住宅セーフティネット制度に関する最近の動向

令和4年10月31日  
東北地方整備局 建政部  
住宅調整官 野原邦治



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## 民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネット制度の枠組み



# 住宅確保要配慮者の範囲

## 法律で定める者

- ① 低額所得者  
(月収15.8万円(収入分位25%)以下)
- ② 被災者(発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども(高校生相当まで)を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

## 国土交通省令で定める者

- ・外国人等  
(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者など)
- ・東日本大震災等の大規模災害の被災者  
(発災後3年以上経過)
- ・都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者  
  - ※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UIJターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えられる。

# 賃貸住宅供給促進計画による住宅確保要配慮者の追加の状況(R4.3.31時点) 【1/2】

都道府県(43)	住宅確保要配慮者の追加								
	海外引揚	新婚	原爆被爆	戦傷病	児童養護施設	LGBT	UIJ	要配慮者支援	その他(主なもの)
北海道,埼玉県,東京都,神奈川県,新潟県,富山県,福井県,大阪府,高知県,福岡県,佐賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	
青森県	○		○	○					
岩手県,宮城県,秋田県,茨城県,静岡県,京都府,和歌山県,愛媛県,宮崎県,鹿児島県	○	○	○	○	○	○	○	○	妊婦
山形県	○	○	○	○	○	○	○	○	若者
福島県	○	○	○	○	○	○	○	○	被災者(発生後3年を経過した災害によるもの)
栃木県	○	○	○	○	○	○	○	○	
群馬県	○	○	○	○	○	○	○	○	失業者、低額所得者の親族と生計を一にする学生
千葉県	○	○	○	○	○	○	○	○	更生保護対象者その他犯罪をした者等、令和元年房総半島台風等による被災者
石川県	○	○	○	○	○	○	○	○	妊婦、知事が指定する者
長野県	○	○	○	○	○	○	○	○	犯罪をした者等、身元保証人を確保できない者
岐阜県	○	○	○	○	○	○	○	○	一人親世帯
愛知県	○	○	○	○	○	○	○	○	失業者、一人親世帯、低額所得者の親族と生計を一にする学生
滋賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	指定難病患者,要介護要支援,妊婦,被災地からの避難者(発災後3年以内),犯罪をした者等
兵庫県	○	○	○	○	○	○	○	○	被虐待,低額所得世帯の学生
鳥取県	○	○	○	○	○	○	○	○	起訴・執行猶予,罰金・科料
島根県	○	○	○	○	○	○	○	○	妊婦, DV被害者(配偶者暴力防止法等の規定に基づく者以外)、学生
岡山県	○	○	○	○	○	○	○	○	難病患者、炭鉱離職者
山口県	○	○	○	○	○	○	○	○	婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」又は配偶者暴力対応機関等による「配偶者暴力被害申出受理確認書」を受けた者
徳島県	○	○	○	○	○	○	○	○	妊婦,炭鉱離職,離職退去,要介護要支援,被虐待
香川県	○	○	○	○	○	○	○	○	妊婦,要介護要支援,被虐待
長崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	難病,要介護要支援
熊本県	○	○	○	○	○	○	○	○	失業者、若年性認知症の者、三世帯同居・近居世帯、仮設住宅入居中の熊本地震被災者
大分県	○	○	○	○	○	○	○	○	留学生の生活を支援(同居・近居)する学生
沖縄県	○		○	○	○				身元引受人がいない世帯,ホームレス

※山梨県,三重県は住宅確保要配慮者の追加なし

市町(18)	住宅確保要配慮者の追加								その他(主なもの)
	海外引揚	新婚	原爆被爆	戦傷病	児童養護施設	LGBT	UIJ	要配慮者支援	
旭川市,西東京市,横浜市,岡崎市,福岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	
盛岡市		○			○				妊婦
いわき市	○	○	○	○	○	○	○	○	地域の居住支援団体が住宅確保要配慮者として認めた者
茂木町							○※		※新婚又は子育て(妊婦含む)の場合に限る
さいたま市	○	○	○	○	○	○	○	○	一人親世帯、妊婦
川崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	指定難病・特定疾患患者、市が必要と認める者
相模原市	○	○	○	○	○	○	○	○	難病患者
長泉町	○	○	○	○	○	○	○	○	妊婦
名古屋市	○	○	○	○	○	○	○	○	失業者、一人親世帯、低額所得者の親族と生計を一にする学生
神戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	養護者等による虐待を受けた者、低額所得世帯の学生、住宅確保要配慮者に対して生活支援等を行う者
加古川市	○	○	○	○	○	○	○	○	被虐待,低額所得世帯の学生
倉敷市									平成30年7月豪雨により被災した者
広島市	○		○	○		○			
熊本市	○	○	○		○	○	○	○	妊婦、失業者、若年性認知症の者、三世同居・近居世帯、居住支援協議会等から居住支援を受ける者、仮設住宅入居中の激甚災害被災者

※大分市は住宅確保要配慮者の追加なし

### 住宅確保要配慮者に対する入居制限の状況・理由と必要な居住支援策

全国の不動産関係団体等会員事業者へアンケート調査(令和元年度実施、回答数1,988件)

世帯属性	入居制限の状況		入居制限の理由(複数回答)		必要な居住支援策(複数回答) ●50%以上 ◎40~49% ○30~39%						
	制限している	条件付きで制限している	第1位(%)	第2位(%)	入居を拒まない物件の情報発信	家賃債務保証の情報提供	契約手続きのサポート	見守りや生活支援	入居トラブルの相談対応	金銭・財産管理	死亡時の残存家財処理
高齢単身世帯	5%	39%	孤独死などの不安(82%)	保証人がいない、保証会社の審査に通らない(43%)		◎(49%)		●(61%)			●(61%)
高齢者のみの世帯	3%	35%	孤独死などの不安(60%)	保証人がいない(46%)	○(32%)	◎(48%)		●(58%)			●(50%)
障がい者のいる世帯	4%	35%	近隣住民との協調性に不安(52%)	衛生面や火災等の不安(28%)	◎(42%)	○(32%)		●(60%)	◎(48%)		
低額所得世帯	7%	42%	家賃の支払いに不安(69%)	保証会社の審査に通らない(54%)	○(37%)	●(61%)		○(31%)	○(38%)	○(37%)	
ひとり親世帯	1%	14%	家賃の支払いに不安(50%)	保証会社の審査に通らない(42%)	○(37%)	●(52%)		◎(42%)	○(35%)		
子育て世帯	1%	9%	近隣住民との協調性に不安(40%)	家賃の支払いに不安(34%)	○(38%)	◎(43%)		○(33%)	◎(47%)		
外国人世帯	10%	48%	異なる習慣や言語への不安(68%)	近隣住民との協調性に不安(59%)	◎(43%)	◎(45%)	◎(44%)		●(76%)		

## ①要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

### セーフティネット住宅の登録基準

#### 登録基準

##### ○ 規模

- ・床面積が一定の規模以上であること

※ 各戸25㎡以上

ただし、共用部分に共同で利用する台所等を備えることで、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保されるときは、18㎡以上

※ 共同居住型住宅の場合、別途定める基準

##### ○ 構造・設備

- ・耐震性を有すること  
(耐震性を確保する見込みがある場合を含む)
- ・一定の設備（台所、便所、浴室等）を設置していること

##### ○ 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと

##### ○ 基本方針・地方公共団体が定める計画に照らして適切であること 等

※ 地方公共団体が供給促進計画で定めることで、耐震性等を除く基準の一部について、強化・緩和が可能

※ 1戸から登録可能

#### 共同居住型住宅(シェアハウス)の基準

##### ○ 住宅全体

- ・住宅全体の面積

$15 \text{ m}^2 \times N + 10 \text{ m}^2$ 以上

(N:居住人数、 $N \geq 2$ )

##### ○ 専用居室

- ・専用居室の入居者は1人とする
- ・専用居室の面積

9㎡以上 (造り付けの収納の面積を含む)

##### ○ 共用部分

- ・共用部分に、居間・食堂・台所、便所、洗面、洗濯室（場）、浴室又はシャワー室を設ける
- ・便所、洗面、浴室又はシャワー室は、居住人数概ね5人につき1箇所の割合で設ける

※別途、ひとり親向けのシェアハウスの基準を策定

# ひとり親世帯向けシェアハウスの基準の策定

- セーフティネット住宅の登録基準のうち、居間・食堂・台所等を入居者が共同利用する共同居住型賃貸住宅（シェアハウス）については、既往の研究で整理が進んでいた単身向けの基準のみを規定（H29.10.20告示）。
- 現行基準では、専用居室に複数人が入居するシェアハウスは、地方自治体が賃貸住宅供給促進計画により緩和しない限り、セーフティネット住宅の登録を受けられない。一方で、一定の事例の把握が進んだことから、学識者の意見を踏まえつつ、新たにひとり親世帯向けシェアハウス基準を設けることとした。
- ひとり親世帯向けシェアハウス基準については、令和3年3月31日に公布、同年4月1日より施行。併せてひとり親世帯向けシェアハウスの運営にあたっての留意事項についても、自治体に対して施行通知を发出している。

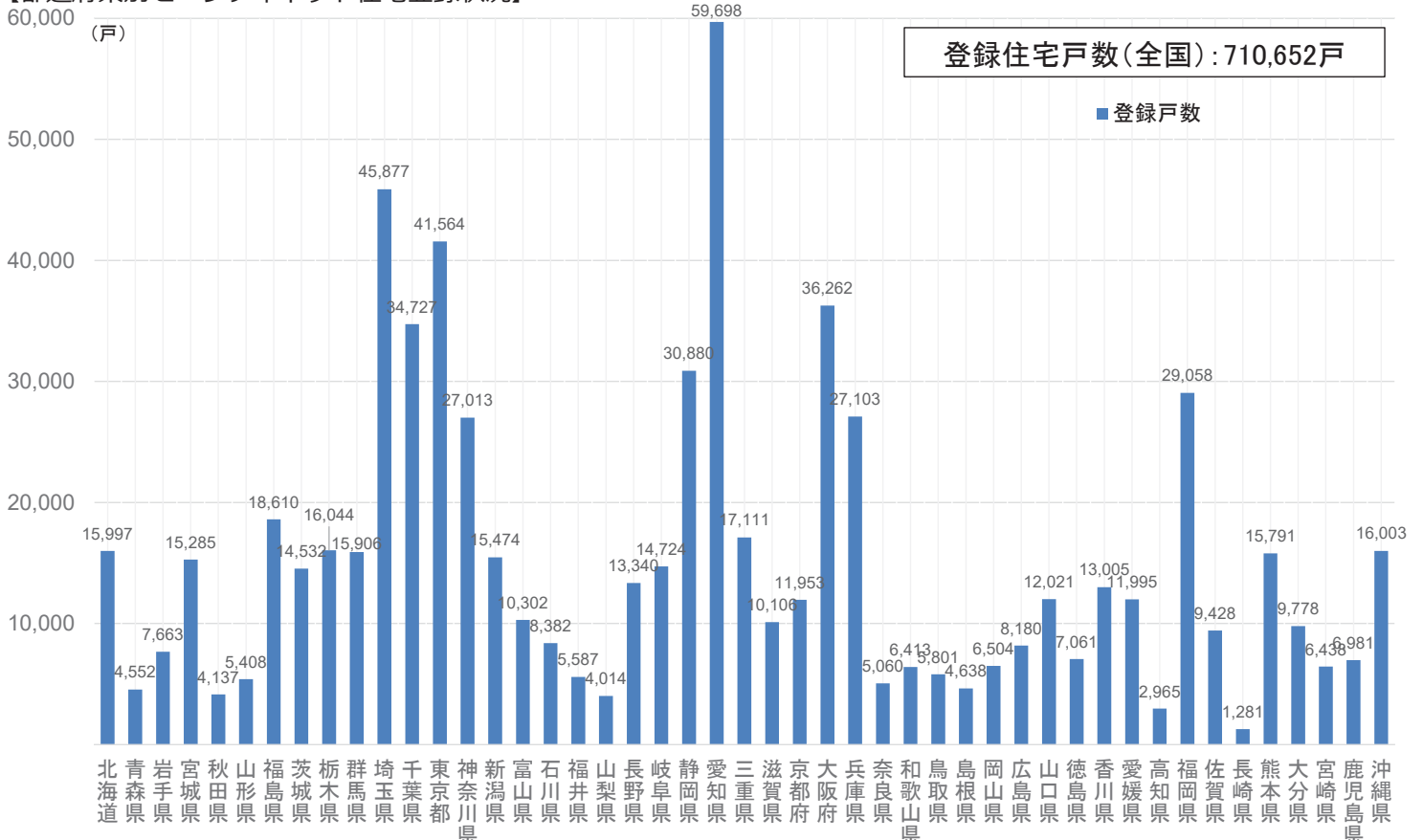
## 現行のシェアハウスの基準とひとり親世帯向けシェアハウスの基準

	現行のシェアハウスの基準	ひとり親世帯向けシェアハウスの基準
住宅全体の面積	15㎡×A + 10㎡以上（A:入居可能者数、A≥2）	15㎡×B + 22㎡×C + 10㎡以上 （ただし、B≥1かつC≥1もしくはB=0かつC≥2） ※B：ひとり親世帯向け居室以外の入居可能者数 C：ひとり親世帯向け居室の入居可能世帯数
専用居室の面積	9㎡以上（造り付けの収納の面積を含む）	12㎡以上（造り付けの収納の面積を含む） （ただし、住宅全体の面積が 15㎡×B + 24㎡×C + 10㎡以上の場合、10㎡以上）
専用居室の入居者数	専用居室の入居者は1人とする	専用居室の入居者はひとり親世帯（親+子）1世帯とする
共用部分の設備	共用部分に、居間・食堂・台所、便所、洗面、洗濯室（場）、浴室又はシャワー室を設ける（ただし、専用部分に備えられている場合を除く）	共用部分に、居間・食堂・台所、便所、洗面、洗濯室（場）、浴室又はシャワー室を設ける（ただし、専用部分に備えられている場合を除く） <b>※バスタブを有する浴室を少なくとも1室設置すること</b>
共用部分の設備設置数	便所、洗面、浴室又はシャワー室は、Aの合計数を5で除した数を設ける（小数点以下切り上げ）	便所と洗面は、BとCの合計数を3で除した数を設ける 浴室とシャワー室は、BとCの合計数を4で除した数を設ける（小数点以下切り上げ）

※上記基準のほか、ひとり親世帯向けシェアハウスに関する定義を定める。

# セーフティネット登録住宅の都道府県別登録戸数(R4.2.28時点)

## 【都道府県別セーフティネット住宅登録状況】





## ②登録住宅の改修・入居への経済的支援

### セーフティネット登録住宅への支援の強化 拡充・延長

令和5年度予算概算要求額：  
公的賃貸住宅家賃対策補助(132.33億円)の内数、  
スマートウェルネス住宅等推進事業(211.6億円)の内数、  
社会資本整備総合交付金等の内数

誰もが安心して暮らせる住まいの確保に向け、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット登録住宅について、改修費、家賃低廉化、家賃債務保証料等低廉化及び住替えに係る支援を強化する。

- ・ 家賃低廉化補助の対象期間の拡大
- ・ 家賃債務保証料等の低廉化補助の対象拡大
- ・ 改修費補助を受けた場合でも空室があるときは、要配慮者以外の者の入居も可能とすることで登録を促進 等

#### <現行制度の概要>

	改修費に係る補助		家賃低廉化に係る補助	家賃債務保証料等の低廉化に係る補助	セーフティネット登録住宅への住替えに係る補助
事業主体	大家等	事業主体	大家等	家賃債務保証会社、保険会社等	居住支援法人、居住支援協議会等
補助対象工事	①シェアハウス化 ②バリアフリー化 ③子育て世帯対応 ④耐震化 ⑤省エネ改修 ⑥交流スペース設置 等	補助対象世帯	原則月収15.8万円(収入分位25%)以下の世帯 〔子育て世帯、新婚世帯：月収21.4万円(収入分位40%)以下〕 多子世帯：月収25.9万円(収入分位50%)以下 建替え・除却予定の公営住宅の従前居住者等：月収21.4万円(収入分位40%)以下	原則月収15.8万円以下の世帯 〔子育て世帯、新婚世帯：月収21.4万円以下〕 多子世帯：月収25.9万円以下	①災害リスクの高い区域等からの住替え ②低廉な家賃のセーフティネット登録住宅への住替え(家賃が下がる場合に限る)  月収15.8万円以下の世帯 等
補助率・国費限度額	国1/3 ※地方公共団体を通じた補助の場合は国1/3+地方1/3 50万円/戸 等	補助率・国費限度額	国1/2+地方1/2 等 2万円/戸・月 等	国1/2+地方1/2 3万円/戸	国1/2+地方1/2 5万円/戸
対象住宅	専用住宅	対象住宅	専用住宅	専用住宅	①登録住宅 ②専用住宅
管理要件	専用住宅としての管理期間が10年以上であること	支援期間	管理開始から原則10年以内	-	-

# セーフティネット登録住宅（専用住宅）への補助事業実施見込み自治体（R3.9時点）

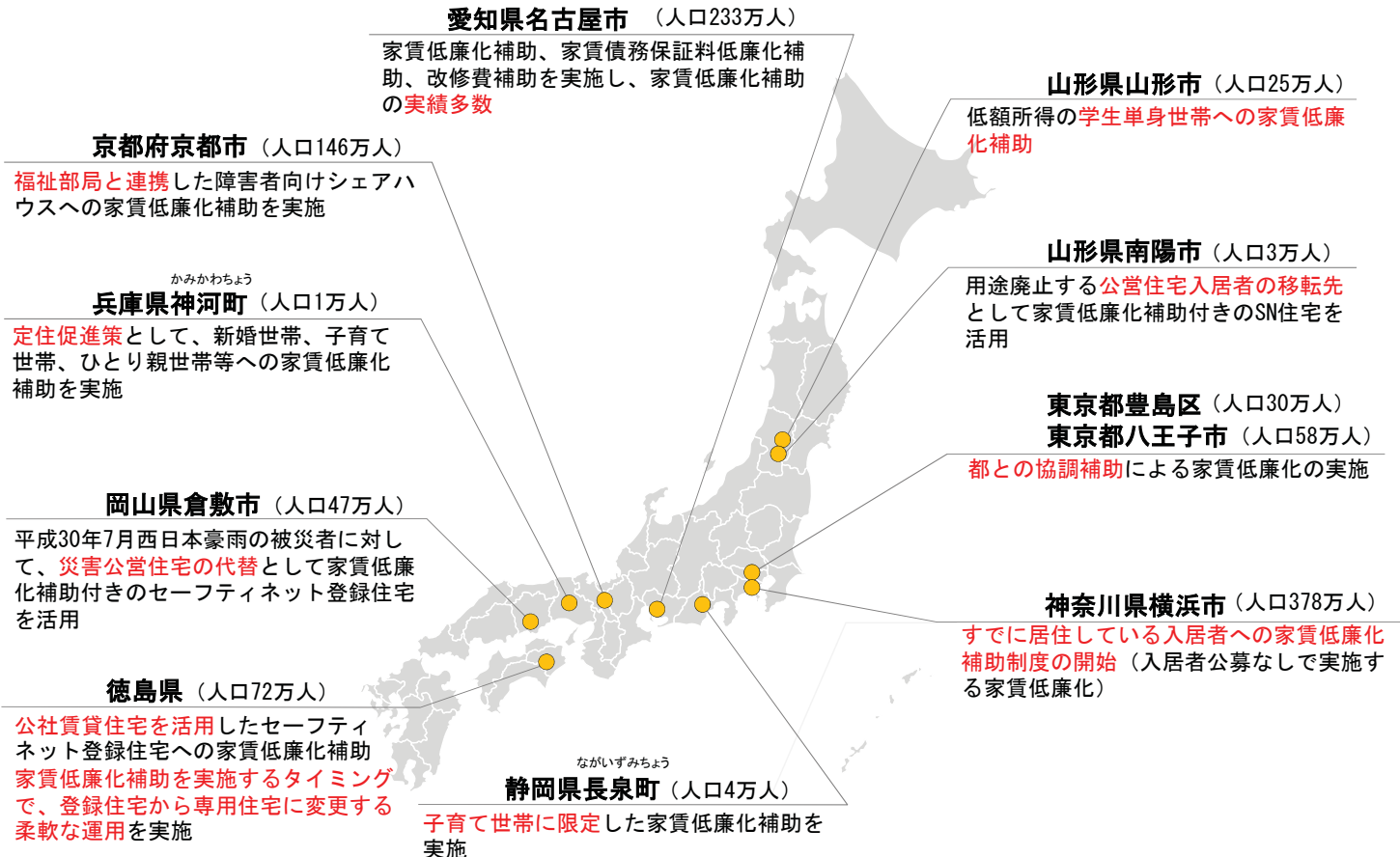
令和3年9月時点の調査では、セーフティネット住宅の改修費が31団体、家賃低廉化等※が43団体で補助事業を実施見込み。（※家賃低廉化37団体+家賃債務保証料等低廉化のみ実施6団体） ※R3.9アンケート等により確認

都道府県	市区町村	改修費	家賃低廉化	債務保証料等低廉化
北海道	札幌市			◎
	網走市	◎	◎	
	音更町		◎	◎
青森県	十和田市	◎	◎	◎
岩手県	花巻市	◎	◎	◎
宮城県	大崎市	◎	◎	
山形県	(県)	○		
	山形市	◎	◎	
	鶴岡市	◎	◎	◎
	南陽市	◎	◎	◎
	大石田町		◎	
	舟形町	◎		
	白鷹町	◎	◎	
福島県	(県)	○	○	○
福島県	いわき市		◎	◎
	石川町	◎		
栃木県	栃木市		◎	
群馬県	前橋市	◎		
埼玉県	さいたま市			◎
千葉県	千葉市			◎
	船橋市		◎	
東京都	(都)	○	○	○
	墨田区		◎	◎
	世田谷区		◎	
	豊島区	◎	◎	◎
	練馬区	◎	◎	
	八王子市	◎	◎	◎
	府中市			◎
神奈川県	横浜市		◎	◎
静岡県	長泉町		◎	

都道府県	市区町村	改修費	家賃低廉化	債務保証料等低廉化
愛知県	名古屋市	◎	◎	◎
	岡崎市	◎		◎
京都府	京都市		◎	
	宇治市	◎		
大阪府	(府)			◎
	(県)	○	○	○
兵庫県	神戸市		◎	
	姫路市		◎	
	神河町		◎	
和歌山県	(県)	◎		
和歌山県	(県)	○	○	○
	鳥取市	◎	◎	◎
鳥取県	米子市		◎	◎
	倉吉市	◎	◎	◎
	南部町		◎	
岡山県	倉敷市		◎	
徳島県	(県)		◎/○	
徳島県	東みよし町	◎		
福岡県	福岡市	◎	◎	◎
鹿児島県	(県)	○		
	薩摩川内市	◎	◎	
鹿児島県	徳之島町	◎		
沖縄県	那覇市	◎		
計		31	37	25
			43	

◎: 社総交又は公的賃貸住宅家賃対策調整補助金による支援を実施  
○: 都道府県単費による支援(市区町村への補助)を実施

## セーフティネット登録住宅への家賃低廉化補助の自治体事例



## ③-1 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援 【居住支援法人】

### 居住支援法人制度の概要

#### 居住支援法人とは

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

#### ● 居住支援法人に指定される法人

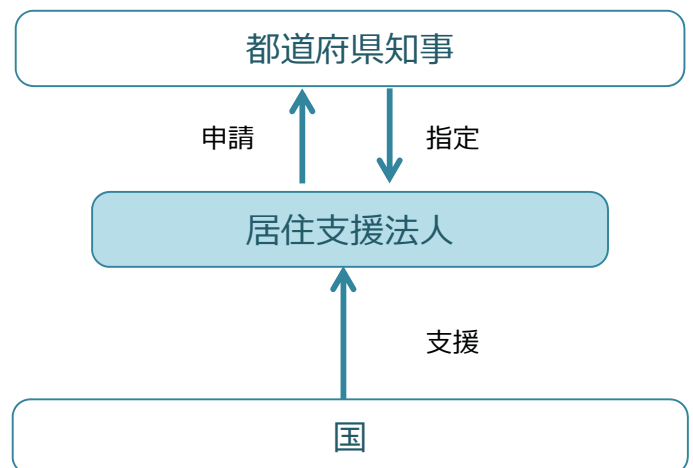
- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社 等

#### ● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

#### 【制度スキーム】



#### ● 居住支援法人への支援措置

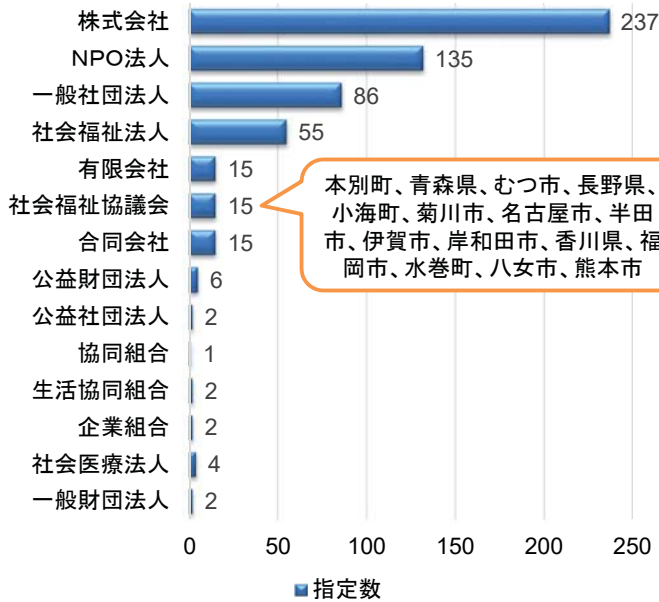
- ・居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円等）。
- ・[R4年度予算] 共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（11.05億円）の内数



# 居住支援法人制度の指定状況

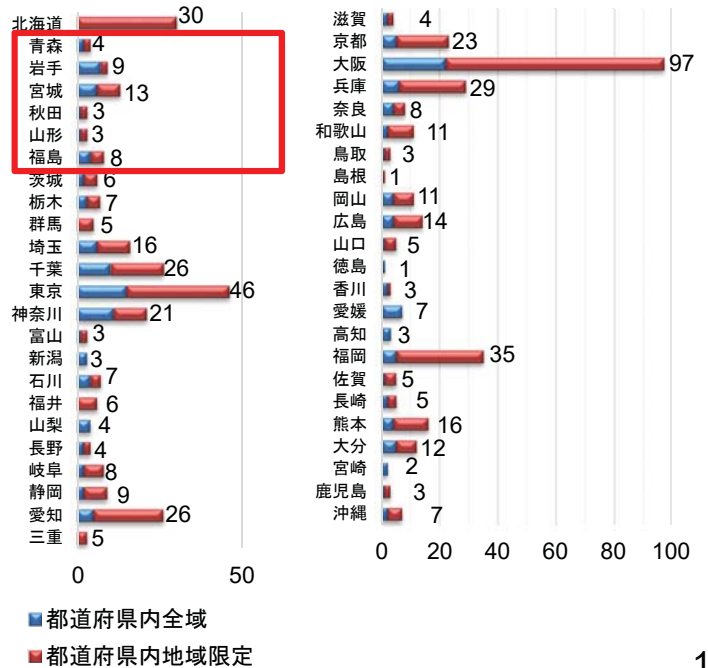
- 47都道府県 577法人が指定（R4.6.30時点）
- 法人属性別では、株式会社およびNPO法人の指定が多い状況（全体の約64%）
- 都道府県別では、大阪府が97法人と最多指定

## ■ 法人属性別



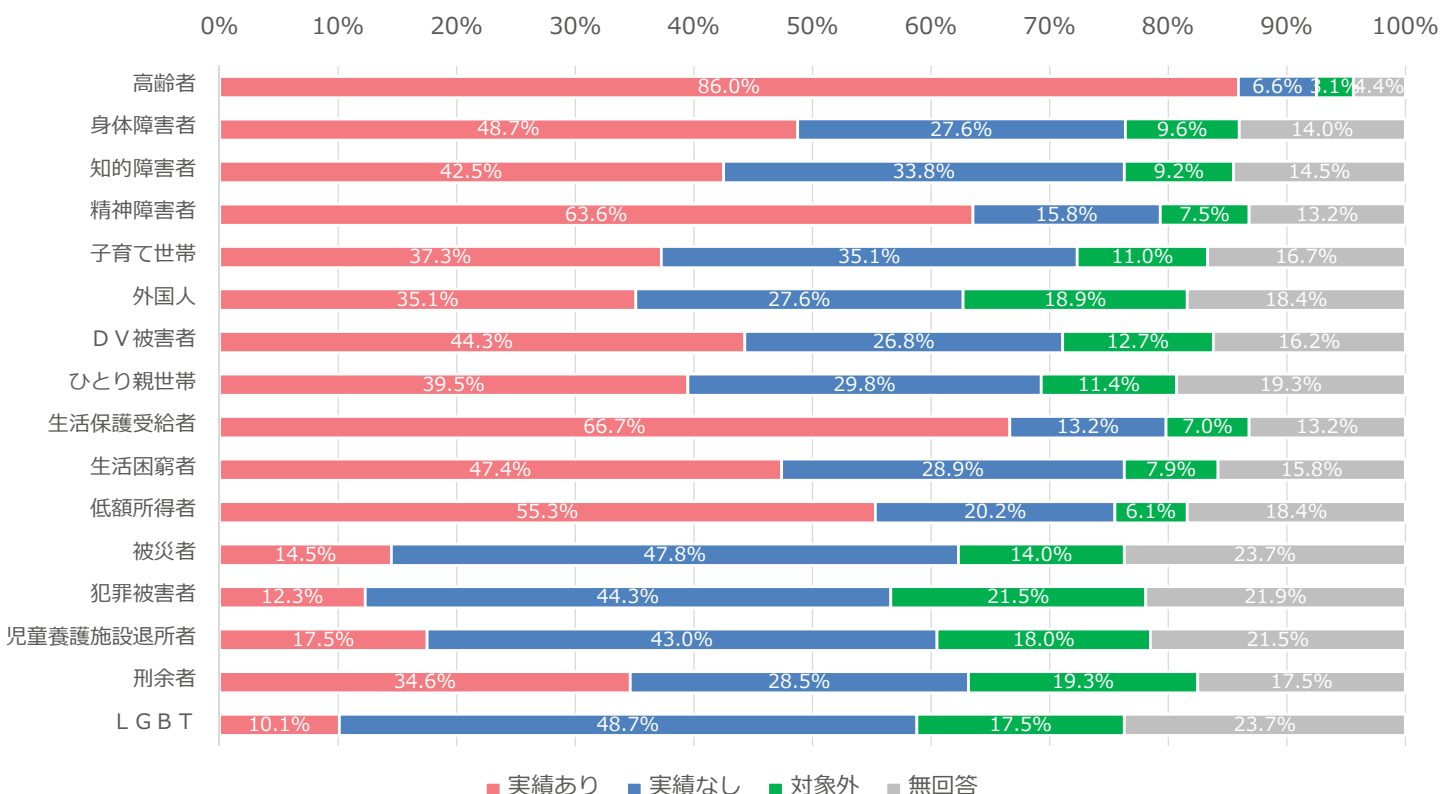
本別町、青森県、むつ市、長野県、小海町、菊川市、名古屋市、半田市、伊賀市、岸和田市、香川県、福岡市、水巻町、八女市、熊本市

## ■ 都道府県別



# 【国交省アンケート結果】居住支援法人の支援対象

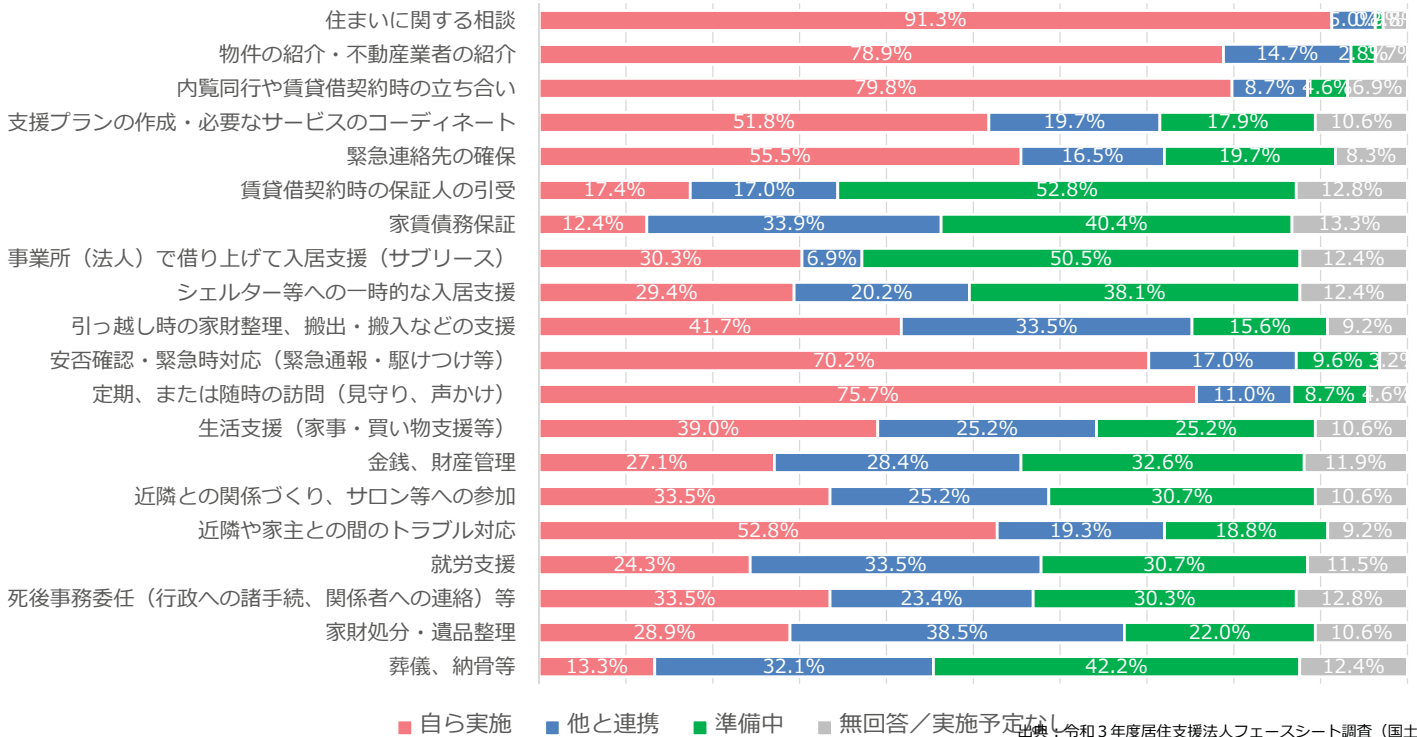
- 高齢者や精神障害者・生活保護受給者については、多くの居住支援法人において実績を有している。
- 外国人や犯罪被害者・刑余者については実績も少なく、約2割程度の居住支援法人では支援対象外となっている。



## 【国交省アンケート結果】居住支援法人の支援内容

- 住まいに関する相談や物件・不動産業者の紹介など、住まいの確保を支援する居住支援法人は多い。
- 家賃債務保証や就労支援、死亡・退去時の支援については、自ら支援するだけでなく、他と連携して支援する居住支援法人が多い。

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

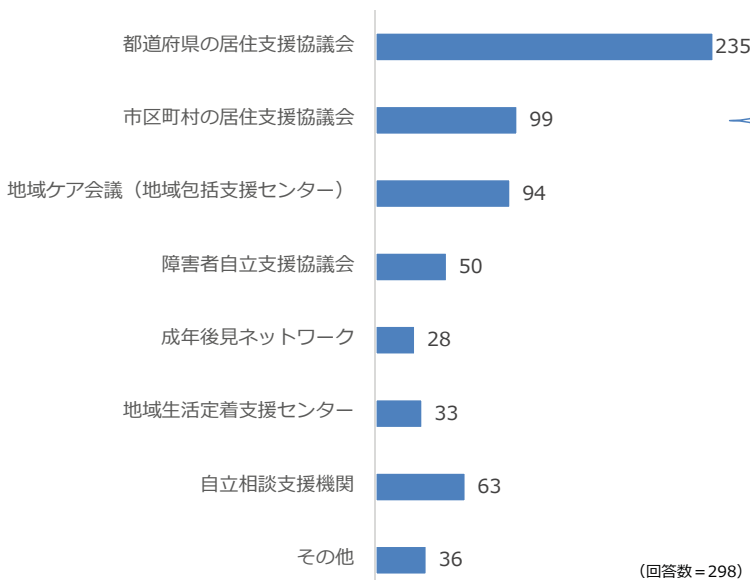


出典：令和3年度居住支援法人フェースシート調査（国土交通省） 18

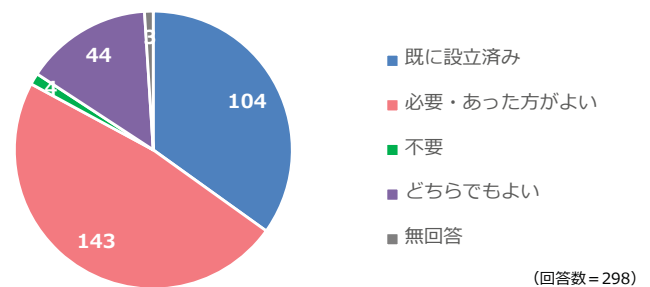
## 【国交省アンケート結果】居住支援法人の地域ネットワーク

- 多くの居住支援法人が都道府県の居住支援協議会へ参画している。
- 市区町村の居住支援協議会に参画する居住支援法人は全体の半数程度だが、設立済みの市区町村においては、殆どの居住支援法人が参画している。また、未設立の市区町村においても、設立を必要とする意見が多い。

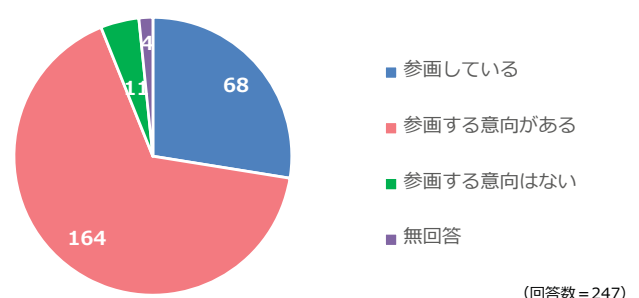
### 参画する地域ネットワーク



### ①所在地における居住支援協議会の必要性



### ②市区町村居住支援協議会への参画意向



出典：令和3年度居住支援法人フェースシート調査（国土交通省） 19

## ③-2 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援 【居住支援協議会】

### 居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

#### 概要

#### (1) 設立状況 114協議会が設立（令和4年3月31日時点）

- 都道府県（全都道府県）
- 市区町（72市区町）

札幌市、旭川市、本別町、**横手市**、**鶴岡市**、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、立川市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、座間市、岐阜市、小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、豊田市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、摂津市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、徳島県東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、中間市、大牟田市、うきは市、直轄地区（直方市・宮若市・鞍手町・小竹町）、久留米市、熊本市、合志市、とくのしま（徳之島町・天城町・伊仙町）

#### (2) 居住支援協議会による主な活動内容

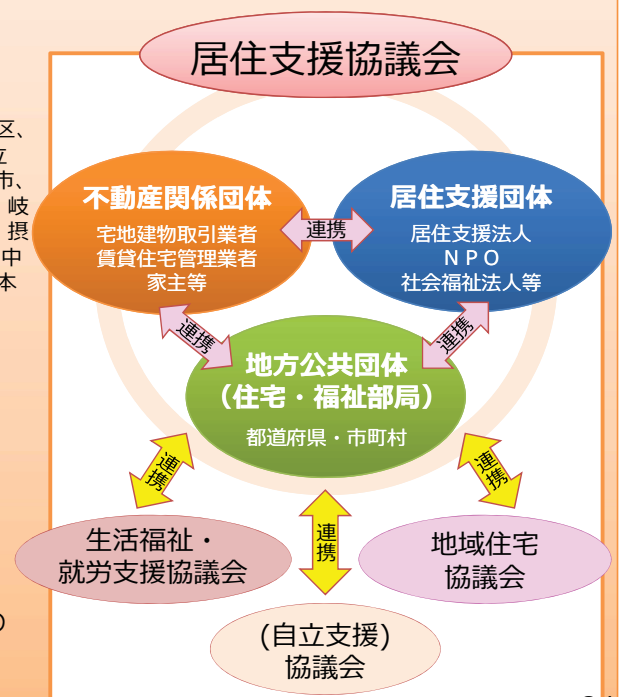
- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

#### (3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援

〔令和4年度予算〕

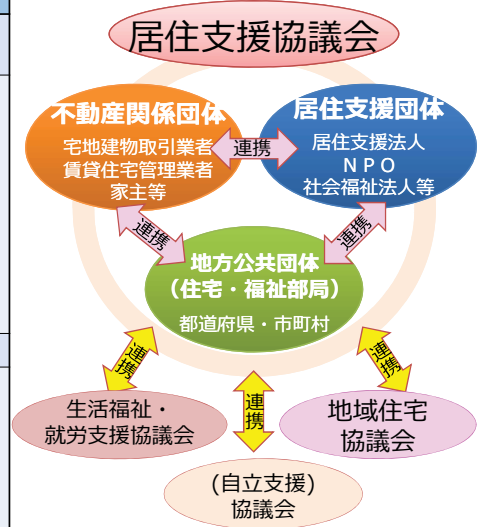
共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（11.05億円）の内数



住宅確保用配慮者の民間賃貸住宅への入居円滑化のため、入居前支援等の居住支援活動への支援を強化する。

<現行制度の概要>

居住支援協議会等活動支援事業	
事業主体	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等
補助対象事業	① 入居前支援（相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等） ② 入居中支援（見守りや生活相談、緊急時対応等） ③ 死亡・退去時支援（家財・遺品整理や処分、死後事務委任等） ④ セミナー・勉強会等の開催（制度や取組等の周知普及） ⑤ 関係者間のネットワーク形成や拡充に資する取組み ⑥ 地方公共団体において、住まいを含む総合相談窓口を設置する等、住宅・福祉の連携によるモデル的な体制を整備 等
補助率・補助限度額	定額 10,000千円/協議会等（なお、外国人の入居の円滑化に係る活動を行う場合、孤独・孤立対策としての見守り等を行う場合、空き家等を借りてサブリース方式で支援付きのセーフティネット住宅の運営を行う場合、アウトリーチ型による入居支援を行う場合または入居後支援を実施する団体との連携を行う場合は12,000千円/協議会等）



**居住支援協議会**

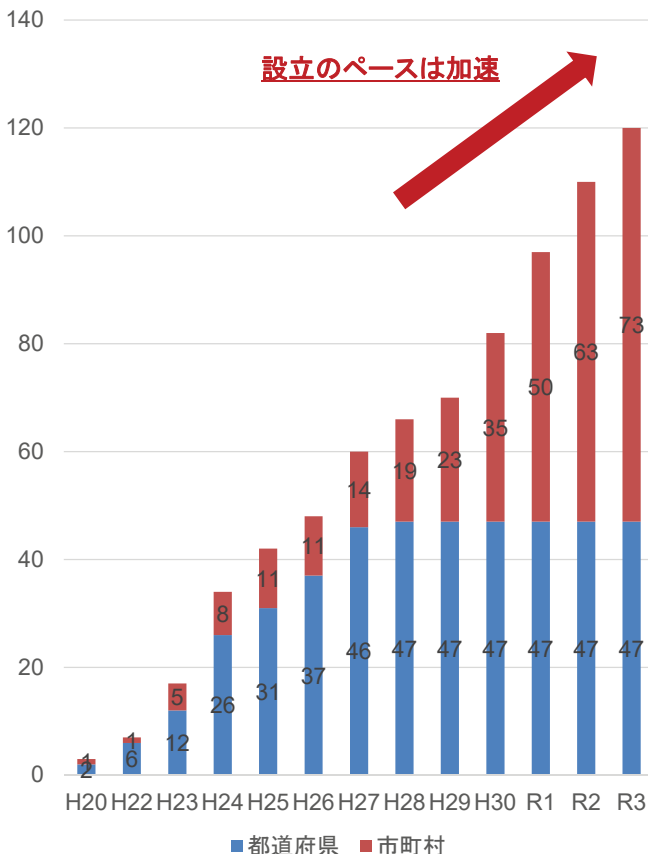
- ・地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- ・設立状況:119協議会(全都道府県・75市区町)が設立(R4.6.30時点)

**居住支援法人**

- ・都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人(公益社団法人・財団法人を含む)、社会福祉法人、居住支援を目的とする株式会社等 を指定
- ・設立状況:577者(47都道府県)が指定(R4.6.30時点)

## 居住支援協議会の設立状況等

【居住支援協議会の設立数の推移】



【協議会を設立している市区町】

(R4年9月30日時点)

設立年度	市区町	数
H20年度	福岡市(3月)	1
H23年度	熊本市(7月)、江東区(9月)、神戸市(12月)、岐阜市(3月)	4
H24年度	豊島区(7月)、京都市(9月)、北九州市(11月)	3
H25年度	大牟田市(6月)、板橋区(7月)、鶴岡市(3月)	3
H27年度	調布市(12月)、北海道本別町(2月)、八王子市(2月)	3
H28年度	川崎市(6月)、千代田区(7月)、杉並区(11月)、世田谷区(3月)、日野市(3月)	5
H29年度	船橋市(5月)、多摩市(5月)、文京区(7月)、宝塚市(1月)	4
H30年度	名古屋市(5月)、江戸川区(7月)、うきは市(7月)、姫路市(7月)、広島市(7月)、横浜市(10月)、豊中市(11月)、台東区(1月)、千葉市(3月)、北区(3月)、横手市(3月)、鎌倉市(3月)	12
R1年度	宇治市(4月)、練馬区(4月)、東みよし町(4月)、町田市(5月)、狛江市(5月)、葛飾区(6月)、岡崎市(8月)、さいたま市(8月)、岸和田市(8月)、大田区(9月)、旭川市(11月)、札幌市(1月)、新宿区(2月)、品川区(2月)、東温市(2月)	15
R2年度	小海町(4月)、府中市(7月)、西東京市(7月)、藤沢市(8月)、合志市(10月)、瀬戸市(11月)、足立区(12月)、相模原市(12月)、とくのみま(徳之島町・天城町・伊仙町)(2月)、中間市(2月)、中野区(3月)	13
R3年度	座間市(6月)、豊田市(6月)、立川市(9月)、直轄地区(直方市・宮若市・鞍手町・小竹町)(11月)、霧島市(1月)、久留米市(3月)、摂津市(3月)	10
R4年度	小金井市(4月)、茅ヶ崎市(4月)、竹田市(4月)、目黒区(5月)	4
計		77



## 居住支援協議会の重要性と課題

- 市区町村の居住支援協議会は、関係者の連携等を図る地域のプラットフォームの機能を果たすほか、居住支援団体等と連携しながら居住支援サービスを提供するなど、地域の居住支援体制において特に重要な役割を担っている。
- しかしながら、居住支援協議会を設立した市区町村は66市区町にとどまっている。そのため、住生活基本計画（令和3年3月）において、市区町村の居住支援協議会に関する成果指標を新たに策定するなど、その設立を促進することとしている。

一方で、市区町村では設立に向けて様々な課題を抱えていることも・・・

(例) 居住支援協議会の設置に意欲はあるが関係者の合意が得られない／どうやって設立すればよいか分からない など

➡ **居住支援協議会の設立意向がある市区町村を募集し、ハンズオン支援を実施！**

➡ **市区町村の設立を支援する都道府県を募集し、支援を実施！**

## ■「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」の概要

部門	応募主体	採択予定	主な支援内容 ※個別状況に応じた支援を提供
設立部門 (①都道府県型)	<b>都道府県 又は 都道府県居住支援協議会</b> ※住宅部局・福祉部局の連名でも応募可能 ※複数市区町村の設立促進に取り組むことが要件	<b>2団体程度</b>	①有識者、国交省・厚労省職員等の派遣（勉強会の講師、関係者との調整等） ②課題の相談及びアドバイス
設立部門 (②市区町村型)	<b>市区町村</b> ※住宅部局・福祉部局の連名でも応募可能 ※都道府県／居住支援法人との連名でも応募可能	<b>4団体程度</b>	③制度や他の協議会の事例、マニュアル、パンフレット等の情報提供 ④第1線で活動されている行政職員や実務者の紹介
活性化部門	<b>居住支援協議会</b> ※都道府県／居住支援法人との連名でも応募可能		※新型コロナウイルス等の状況に応じて、オンラインと対面を併用して支援。

24

## 伴走支援プロジェクトの取組事例【茅ヶ崎市】(令和3年度)

- 平成28年度に「住まいの相談窓口」を都市政策課に開設。令和3年度からは、相談ごとの対応モデルを確立し「茅ヶ崎市居住支援モデル」を開始 …対応できる事例もある一方、都市政策課だけでは対応困難な事例も多く、生活支援につなげる必要性を実感

生活支援につなげるためには、まずは既存事業を組み合わせることが必要！

(不動産店・都市政策課は福祉サービスを把握しきれていない ⇔ 福祉関係団体・福祉部局は不動産店の考えを知る機会がない)

➡ **実現に向けた手段として、居住支援協議会（お互いを知る場）の設立を検討！** ※人に帰属することなく、きめ細やかな対応も可能に

【支援体制】有識者（かながわ住まいまちづくり協会／座間市・居住支援法人）・国土交通省・高齢者住宅財団

### 課題

### 伴走支援

市内の認識が統一されていないため居住支援協議会の意義や活動内容についての意識統一が図れない・・・

相談者は生活面の課題を抱えており、福祉部局と連携した相談窓口体制の構築、運用の検討が必要・・・

市内に居住支援法人がないため、不動産店や大家さんが安心できる支援体制が十分ではない・・・

#### <意見交換会>

○制度紹介（国交省）／先進自治体の取組紹介（座間市・居住支援法人）

➡ 様々な業種が出会うきっかけに（居住支援のスタートライン）！

➡ 各部局・各団体の認識や思いの差など、課題も浮き彫りに！

#### <設立準備会（ワークショップ）>

○取組紹介（福祉部局・支援団体）／グループワーク

➡ 市内の生の声（居住支援の必要性）を聴き、当事者意識が醸成！

➡ 住まいを探す立場／提供する立場、それぞれの取組を知る機会に！

#### <ヒアリング支援>

○先進自治体（座間市）／支援団体（社会福祉法人2社）

➡ 伴走支援プロジェクトの先輩自治体からアドバイス！

➡ 市内の支援団体へのヒアリングを通じて、関係者を掘り起こし！



<意見交換会の様子>



<ワークショップの様子>

※意見交換会・設立準備会には、住宅部局・福祉部局・不動産店・支援団体などが参加

- 居住支援の必要性や居住支援協議会の設立意義について、庁内外ともに理解されつつある
- ヒアリングや意見交換会を通じて、住宅・福祉を超えた顔の見える関係が構築されつつある

★令和4年4月 茅ヶ崎市居住支援協議会 設立！（事務局：都市政策課）

25



# 伴走支援プロジェクトの取組事例【小金井市】(令和3年度)

- 住宅マスタープラン策定に伴い、賃貸住宅所有者への意向調査を実施。住宅確保要配慮者への拒否感が強いことを実感する一方、「何かあったときに代わりに対応できる人や機関がある」場合には入居を受け入れてもらえる可能性があることも把握
- …既存事業で対応可能なこともあるものの、現状は関係各課が個別対応しており、住宅確保要配慮者の入居支援につながっていない

居住支援の環境を整備するため、全体の状況把握・整理が必要！

庁内の関係各課や関係団体がつながる場として、居住支援協議会の設立を検討！ ※活動を通じて、賃貸住宅所有者の理解が深まることも期待

**課題**

- 庁内の関係各課に居住支援が上手く伝わらず、意思統一が不十分・・・
- 不動産事業者とつながりはあるが、居住支援に対する関係は構築できていない・・・
- 住宅確保要配慮者の相談窓口を社会福祉協議会にお願いしたいが、体制整備が必要・・・

**伴走支援**

【支援体制】有識者（白川教授（日本大学））／かながわ住まいまちづくり協会／福岡市社会福祉協議会・厚生労働省・国土交通省・高齢者住宅財団

**<庁内勉強会>**

- 講演（白川教授）／制度紹介（厚労省）
- ☞ 福祉部局の理解促進のため、福祉側からアプローチ！
- ☞ 関係団体との調整が課題であるものの、住宅部局の考えには理解！

**<設立準備会・グループワーク>**

- 制度紹介（国交省）／モデルケースについてグループワーク
- ☞ 一部の不動産事業者は、居住支援の重要性を認識していると判明！
- ☞ 不動産事業者の福祉制度への理解促進が課題であることも認識！

**<情報提供・先進自治体の実務担当を紹介>**

- 先進団体の取組事例（福岡市社会福祉協議会）／その他
- ☞ 相談窓口のあり方について、市と社会福祉協議会で勉強・協議！
- ☞ 補助金の活用や会則の作成などについて、随時情報提供！



＜設立準備会の様子＞



＜グループワークの様子＞

※設立準備会・グループワークには、住宅部局・福祉部局・不動産協会・地域包括支援センターなどが参加

- 社会福祉協議会に相談窓口を受託してもらえらることとなり、令和4年度に開設予定
- 更なる理解促進や居住支援施策の充実も課題ではあるが、関係者からも合意を得られつつある

★令和4年4月 小金井市居住支援協議会 設立！（事務局：住宅部局）

# 都道府県による居住支援体制の構築に向けた支援事例【大分県】

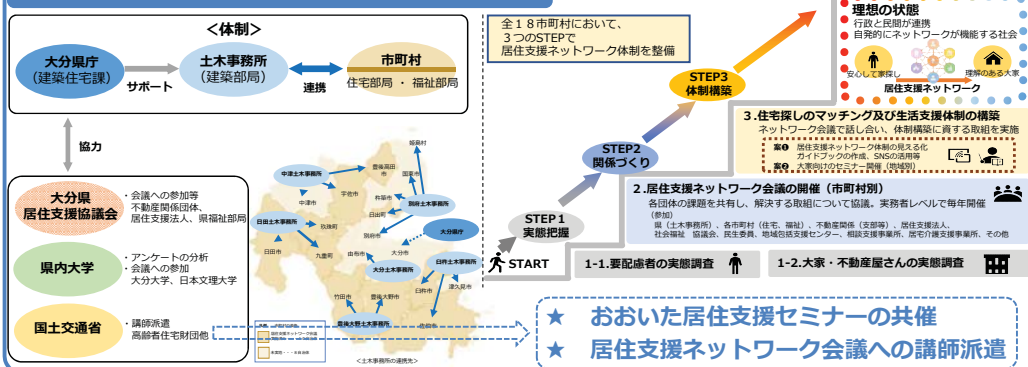
## 大分県の課題

- 居住支援を取り巻く環境が市町村ごとに異なり※、県の居住支援協議会だけで県内の居住支援体制の充実を図ることは困難。  
※都市部は賃貸住宅が充実している一方、地方部は空き家が多く、賃貸住宅がほとんどない等
- 市町村の住宅部局及び福祉部局が庁内連携して、居住支援に取り組む体制ができていない。

市町村ごとに居住支援体制を整備することが必要！  
市町村内の連携体制の構築を県が支援することが必要！

令和3年度から市町村ごとの居住支援ネットワーク体制整備を県が支援

## 大分県の支援体制及び支援内容 ※大分県資料より作成



## ＜竹田市の取り組み事例＞

- ①それまでの状況
  - 住まいの問題は市営住宅のみ、福祉部局とも特段連携なし（住宅部局）
  - 住まいの問題は抱えているが、得意な分野で、対応は個別かつ限定的（福祉部局）
  - 行政とつながりなく、地域のなかで何をしたいのかわからない（居住支援法人）

県職員の働きかけにより、居住支援ネットワーク会議でまずは関係者が集まることに！



## ②居住支援ネットワーク会議での課題・気づき

- 【課題】
- ・相談に対して、個別対応～個別のつながりでは負担大
  - ・既存の取組はあるが、対症療法的な取組が中心
  - ・既存組織の連絡・協議体制では居住支援として不十分
  - ・横の連携が不足、個々の取組が連動できていない

- 【気づき】
- 現場の連携の必要性に気づき
  - 居住支援は“地域の問題”“まちづくり”であり、住宅・福祉を超えた共通言語・共通課題
  - 居住支援協議会は、相談対応の負担軽減や継続性・持続性など、メリットは多いが、デメリットはない

課題の解決、円滑な取り組みの推進に向けて、居住支援協議会を設立することに！

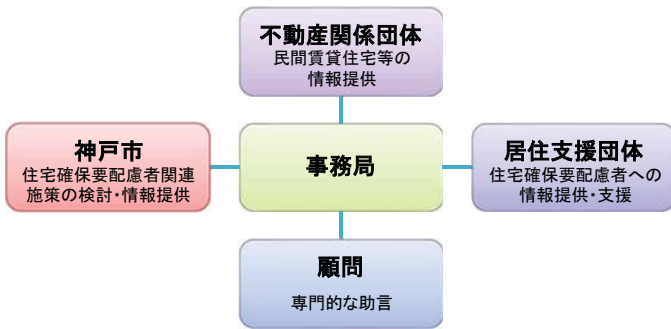
## 【令和3年度の取組結果】

- 全市町村で居住支援アンケートを実施
- 住宅部局・福祉部局・不動産事業者・居住支援団体が参加するネットワーク会議を開催
  - ☞ 令和4年度以降も取り組みを継続することにより、居住支援体制の充実を図る予定！
  - ☞ 居住支援ネットワーク会議の開催等を通じて、竹田市で居住支援協議会が設立！

## 居住支援協議会の取組事例：神戸市居住支援協議会

- 高齢者・外国人等の住まいに関する相談体制の強化
- 新たな住宅セーフティネット制度の登録住宅の普及啓発活動、居住支援法人との連携・支援策検討
- ホームページのリニューアルや家主向けパンフレットの制作などの情報収集提供体制の充実

### 構成員や協力団体、地域(要配慮者)との関係



### 地域への波及・効果

- 新たな住宅セーフティネット制度の登録住宅の登録件数の増加
- 居住支援法人主催のセミナー等における新たな住宅セーフティネット制度の普及
- ホームページリニューアルによる住宅確保要配慮者に対する情報提供体制の充実
- 家主向けパンフレットによる住宅確保要配慮者の入居受入れ不安の軽減

### 実績(R2.4~R3.2)

- セーフティネット住宅の登録数 69棟1,041戸
- ひとり親世帯家賃補助制度 新規補助 49件・継続補助 121件
- 子育て支援セーフティネット住宅家賃補助制度 家賃補助付き住宅登録数 1棟21戸
- 共同居住型住宅改修補助制度 補助件数 1件

### 令和2年度の活動内容

#### 1.相談体制の強化

- ・**高齢者住まいの相談窓口の勉強会**  
日頃の課題等を共有し、各窓口業務の相互理解を深めた。
- ・**高齢者の住まいに関する相談対応マニュアルの更新**  
ホームページでの閲覧方式に変更し、居住支援法人の詳細情報を追加した。
- ・**すまいるネット窓口における三者通訳タブレットの設置**  
外国人相談者に対し、神戸市国際協力交流センターの通訳支援を可能とした。
- ・**高齢期の住まい方についての出前講座**

#### 2.入居支援

- ・**居住支援法人との連携・支援策検討**  
居住支援法人に活動状況等のヒアリングを行い、連携・支援策を検討した。
- ・**外国人材受入れ企業・法人のすまい探しサポートの開設**  
住まい探しを行う企業・法人と不動産業者をマッチングするサービスを開始した。
- ・**シェアハウスへの転用リフォーム補助制度の創設**  
企業や法人等が住宅確保要配慮者に賃貸する場合の改修工事費を補助する制度を開始した。
- ・**ひとり親世帯・セーフティネット住宅における子育て世帯への家賃補助**  
ひとり親世帯や子育て世帯への入居支援として家賃補助を実施した。

#### 3.情報収集提供体制の充実

- ・**居住支援協議会ホームページのリニューアル**  
大家さん・不動産会社向け情報ページを新設し、居住支援サービスや支援制度の情報提供を行った。また、モバイル端末での閲覧に対応し、高齢者等に配慮したデザインに変更した。
- ・**家主向けパンフレットの制作**  
家主の高齢者入居に対する不安の軽減を図るためのパンフレットを制作した。
- ・**片付け支援サービス事業者名簿の公開**  
住み替え、空き家等の片付けを行う際に、利用可能な名簿と片付け手順について周知を行う。

28

## 居住支援協議会の取組事例：福岡市居住支援協議会

- **高齢者からの相談受付とコーディネート**  
福岡市社会福祉協議会にコーディネーターを配置し、高齢者の状況に応じて必要とされる支援サービスをコーディネートし、高齢者の民間賃貸住宅への入居を支援(障がい者への支援をモデル的に実施)
- **新規「協力店」の登録**  
高齢者を受け入れる不動産業者を「協力店」として登録し、相談者のニーズに即した物件紹介と大家との調整を依頼

### 構成員や協力団体、地域(要配慮者)との関係

- ・地域での見守り活動や協議体の組織づくり・運営支援などの地域支援と、様々な悩みを抱える市民への相談対応をする個別支援を両輪として実施
- ・民生委員や住民団体などから市民の困りごとを直接把握できる強み
- ・中間支援組織として、福祉関係をはじめ多くの他機関と連携する土壌を有しており、様々な支援サービスをコーディネートすることが可能



### 活動内容

#### 1. 高齢者からの相談受付とコーディネート業務

「緊急連絡先」や「保証人」を確保できない高齢者を支援するため、市社協にコーディネーターとして職員を配置し、相談者の身体状況、経済状況、親族の状況等に応じて必要とされる支援サービスを、支援団体等で構成される「プラットフォーム」からコーディネートして相談者へ提案するとともに、協力店との間の必要な調整を行い、高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援した。

#### 2.新規協力店の登録手続き

不動産業者への広報に努め、随時、新規協力店の登録を行った。令和2年度新規協力店登録数は4社で、累計53社。(令和3年2月28日)

#### 3.支援団体との連携強化

支援団体で構成されるプラットフォームの適正な運営及び改善に努めるため、情報の共有や課題解決に向けた検討、支援団体同士の連携、支援団体の意見や要望を把握することを目的とし、プラットフォーム連絡会議を書面開催した。

#### 4.障がい者支援モデルの検討

令和元年度より、高齢者支援策である「住まいサポートふくおか」を障がい者の支援モデルへと展開すべく、福岡市東区内にてモデル実施してきたが、令和2年度よりモデル事業実施区域を福岡市中央区に拡大し、協力店や障がい者支援関係機関等との更なる連携体制構築に努めた。

29

### 地域への波及・効果

- ・家賃を下げたい方や立ち退き等で住居に不安を抱える高齢者の相談に、居住支援や助言を提供
- ・協力店の大家から「この事業での入居者なら安心して貸し出せる。また利用したい」との声あり
- ・賃貸住宅の空室解消に寄与
- ・多数のメディア掲載の効果からか、県外からも転居相談を受付

### 実績(R2.4~R3.2)

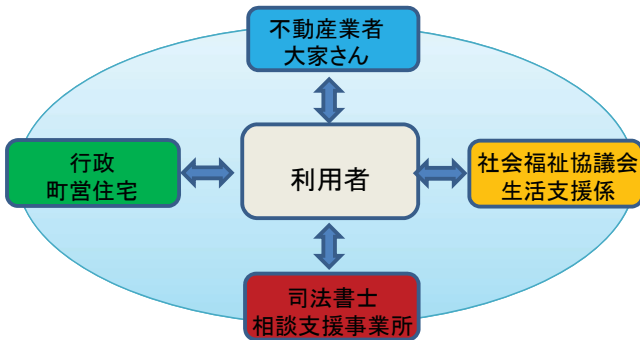
- 入居相談件数: 227件
- 入居件数: 33件(うち、協力店を通じた件数: 11件)
- 協力店登録数: 4件(累計で53社)



# 居住支援協議会の取組事例：東みよし町居住支援協議会

- 社協の本来業務である、相談窓口業務やネットワークを活かした居住支援協議会
- 地域包括ケアシステムの実現に欠かせない安定した住居を確保し地域福祉活動や個別支援の実現
- 日頃からの個別支援や災害対応から得た、要配慮者の生活のしづらさに特化した生活支援と転居支援

## 構成員や協力団体、地域（要配慮者）との関係



## 地域への波及・効果

空き家・空き部屋の有効活用への期待感が増してきた。地域内での孤独や孤立が入居時からのたくさんの支援で軽減し地域の安心安全への期待感が高まっている。

## 実績（R2.4～R3.2）

### ■入居前の支援

相談数:20件(高齢11件、障がい3件、子育て3件、DV2件、若年層1件)  
成約数: 4件(高齢2件、子育て2件)

### ■入居中、退去時の支援

見守り支援: 8件、生活相談: 5件、家賃債務相談: 2件

## 活動内容

### 1.住居確保に向けたアウトリーチ活動

町内不動産業者、大家さんに「居住支援事業案内」パンフレットを活用し事業説明と住居確保要配慮者への理解、セーフティーネット住宅への登録啓発を行った。障がい者の地域移行支援、子育て世帯、ひとり親世帯等への事業周知を行うため、定例会や研修会で事例報告を行った。

### 2.入居支援（民間住宅及び公営住宅）

同行支援を基本とし、物件下見支援、引っ越し支援や退去時の支援計画を行い、貸し手借り手と我々支援者の顔が見える状況を作り、安心出来る状況を心掛けている。現在のルールでは入居が困難である公営住宅へ入居するため、意見書を作成し福祉的配慮のもと入居が可能になるよう書類作成等を行っている。

### 3.入居後の生活の安定を図る取り組み

本会フードドライブ・フードバンク事業を活用し、緊急的な転居や入居でも、家財道具や家電、生活用品や短期的な食料を提供したり、光熱水費の支払い手続きなど、入居後の生活の安定が早く出来るよう支援している。社会参加を促進するため、通院支援や住居の清掃、ゴミ出し支援及び退去時の意思確認を死後事後委任契約で行うことで、住居確保だけに留まらない社協らしい活動を行っている。

### 4.民間空家を活用した新たな地域福祉活動の創設

本町の空家は大きな物件が多く、単身世帯が利用するには向いていない為、地域福祉活動の拠点として、地域サロンや通いの場として活用できるよう推進し、相談者が新居や新しい地域で安心出来る場の提供を行っている。

30

## 行政機関の枠を超えた広域による居住支援協議会の設立

鹿児島県徳之島町・天城町・伊仙町（島内人口約2.3万人）

- 徳之島における3町（徳之島町・天城町・伊仙町）が連携し、令和3年2月22日に居住支援協議会を設立。行政機関の枠を超えた広域による居住支援体制の構築や島内に限らず県内の居住支援団体との連携を行うこととしている。また、会長については、3町長の持ち回り制としている
- 設立にあたっては、徳之島を拠点に活動している社会福祉法人南恵会から、もっと徳之島でも居住支援を普及させたいとの提案で鹿児島県の居住支援協議会と徳之島3町の行政、福祉団体、不動産事業者等を交えた意見交換会を通じ、設立。なお、事務局運営は南恵会が行う。

### ●今後の活動計画（R3～）

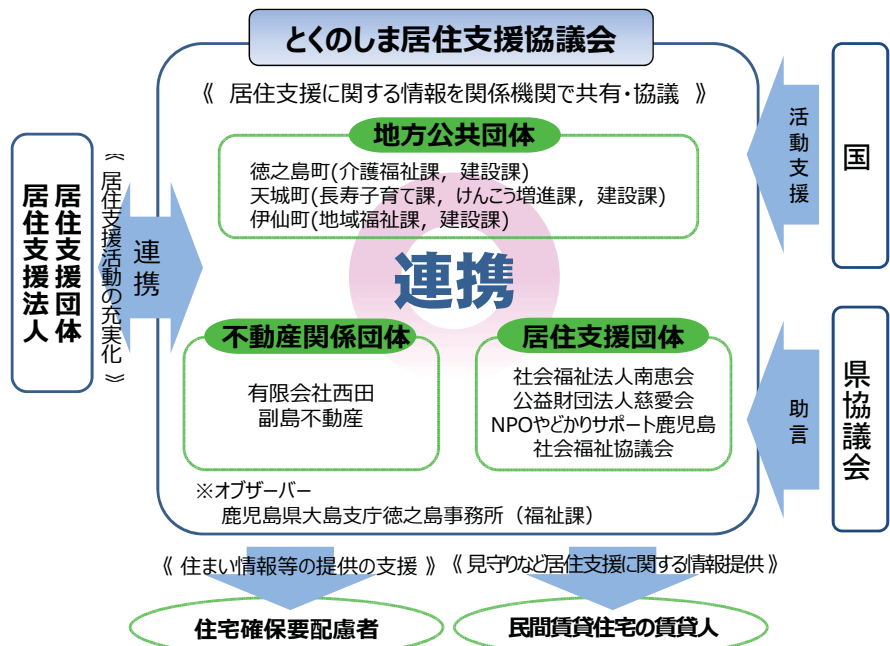
・行政区域の枠を超えた広域による居住支援体制の構築（3町による連携）

・居住支援相談窓口の設置（南恵会）

・徳之島地区の居住に関する課題解決のため「意見交換会」を開催（月1回程度）

・新たな住宅セーフティネット制度の普及啓発（セミナー等の開催、パンフレット等の作成）

・島内に限らず県内の居住支援団体等との連携（やどかりサポート鹿児島地域ふくし連帯保証の活用など）



31

## ④ 居住支援の普及・促進に向けた取り組み

～住まいと福祉の連携～

### 居住支援の促進に関する取組一覧(令和4年度)

#### 財政支援

～持続可能なビジネスモデルへの転換を目指す～

##### ■ 居住支援協議会等補助事業

- 居住支援協議会、居住支援法人等が行う居住支援活動を対象に国が必要な費用を補助

#### 情報支援

##### ■ 居住支援全国サミットの開催

- 平成24年度より厚生労働省と共催にて毎年開催
- 国における施策や全国の先進的な取組みについて情報提供

##### ■ 居住支援研修会、居住支援法人リーダー研修会

- 居住支援法人や自治体を対象に、国における施策や各団体の取組事例を交えた研修会を実施
- 各地域におけるリーダー人材の育成を目的に研修会を実施

##### ■ 居住支援協議会設立・活性化の手引き

- 居住支援協議会設立の設立に向けた手引きを作成
- HP等を通じて、各自治体へ紹介

##### ■ 居住支援協議会設立事例ビデオ

- 居住支援協議会の設立意義・ノウハウ～具体的な取組等を紹介するビデオ教材を作成予定
- 作成したビデオ教材はHP等において公開予定

##### ■ 居住支援メールマガジン

- 居住支援に役立つ情報を定期的に配信(約2,000アドレス)

#### 伴走支援・個別支援

～「顔の見える関係」で住宅と福祉の垣根を取り払う～

##### ■ 居住支援協議会伴走支援プロジェクト

- 協議会の設立や活性化に意欲のある自治体等を対象にハンズオン支援を実施(R2:3自治体、R3:9自治体)
- R4年度は2都道府県・4市区町村を採択予定

##### ■ 都道府県や市区町村による取組への個別支援

- 自治体・地方支分局の相談・要請に応じて、個別に支援

##### ■ 居住支援法人アドバイス事業

- 指定を受けようとする居住支援法人等を対象にハンズオン支援を実施(R3:5団体)

#### 自治体支援・連携

～各団体の有する活動のノウハウや課題を共有～

##### ■ 地域別の居住支援会議の開催

- R3年度は、自治体・居住支援協議会・居住支援法人・関係団体等を交えて、都道府県単位で居住支援体制を検討する意見交換会の開催を支援
- R4年度は、伴走支援プロジェクトの支援対象を拡充し、引き続き都道府県単位での居住支援体制の検討を支援

##### ■ 住まい支援の連携強化のための連絡協議会

- 厚生労働省、国土交通省、法務省の関係部局及び各関係団体による情報共有・協議を行う協議会を開催
- 地方ブロック単位でも地方厚生局、地方整備局、地方更生保護委員会等が連携して、情報交換やヒアリング等を実施

# 住まい支援の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省、法務省の関係局及び各関係団体による情報共有や協議を行う標記連絡協議会を設置。 ※平成28～30年度に5回、厚生労働省及び国土交通省の局長級を構成員とする連絡協議会を開催

## 構成員

### <厚生労働省>

- 子ども家庭局長
- 社会・援護局長
- 障害保健福祉部長
- 老健局長

### <国土交通省>

- 住宅局長

### <法務省>

- 矯正局長
- 保護局長
- ※ 出入国管理庁はオブザーバー参加

### <福祉関係>

- ・全国社会福祉協議会
- ・一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人 ホームレス支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人 日本相談支援専門協会
- ・公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
- ・全国児童養護施設協議会
- ・全国母子寡婦福祉団体協議会
- ・一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

### <住宅・不動産関係>

- ・一般社団法人 全国居住支援法人協議会
- ・公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会(日管協)
- ・公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会(ちんたい協会)
- ・公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会(全宅連)
- ・公益社団法人 全日本不動産協会(全日)

### <矯正・保護関係>

- ・更生保護法人 全国更生保護法人連盟
- ・認定特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構

## 開催状況

- 第1回連絡協議会 (令和2年8月3日開催)
- 第2回連絡協議会 (令和3年6月22日開催)

# 住まい支援の国・地方の連携体制のイメージ

- 生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等の住まい・生活・自立に係るセーフティネット機能の強化に向けて、全国・地方ブロック・都道府県・市区町村の4層の圏域ごとに、福祉分野・住宅分野等の緊密な連携が必要。
- 従来から構築された関係3省と関係団体の分野ごとの情報伝達・協議を行う連絡調整により、4層の方向性を合わせる必要。

## 住まいの連携強化のための連絡協議会

- 厚生労働省、国土交通省及び法務省の関係7部局並びに関係15団体による情報共有や協議。(令和2年8月に開催)
- 全国のそれぞれの分野のトップクラスが一堂に会して、現状を共有し、共通理解に基づき、連携しながら今後の対応の方向性を確認。

## 居住支援協議会等に係る情報交換会

- 地方厚生局及び地方整備局、地方更生保護委員会による情報共有や協議。
- 地方ブロック単位の3省の行政担当者が一堂に会して、現状を共有し、共通理解に基づき、連携しながら都道府県や市区町村の取組を支援。

## 都道府県居住支援協議会

- 都道府県の福祉部局・住宅部局、不動産関係団体、居住支援団体等による情報共有や協議。
- 県内の関係者と取組を共有し、市区町村協議会の設立・活動支援、SN住宅登録や居住支援法人指定の促進に向けた住宅SN制度の普及・啓発等の実施。

## 市区町村居住支援協議会

- 市区町村の福祉部局・住宅部局、不動産関係団体、居住支援団体等による情報共有や協議。
- 民間賃貸住宅の貸与人(貸し手)の不安の払拭を含めた、個別の住宅確保要配慮者(借り手)への居住支援を実施。

3省の行政分野ごとの連絡調整

3省の行政分野ごとの連絡調整

3省の行政分野ごとの連絡調整

関係組織ごとの連絡調整

関係組織ごとの連絡調整





# 住まい支援における課題の把握に関するワーキンググループ

○住宅確保要配慮者の居住支援については、国土交通省、厚生労働省及び法務省において、それぞれ支援策等を講じているものの、未だ住宅確保が容易ではない状況があることから、住宅分野と福祉分野との連携強化など、住宅確保要配慮者が円滑に住まいを確保できる環境の整備に向けて、住まいの支援における課題を把握・共有することを目的として、住まい支援の連携強化のための連絡協議会の下にワーキンググループを設置。

## 構成員

### <厚生労働省>

社会・援護局 総務課  
保護課 保護事業室  
地域福祉課 生活困窮者自立支援室  
障害保健福祉部 障害福祉課  
老健局 高齢者支援課  
子ども家庭局 家庭福祉課

### <国土交通省>

住宅局 住宅総合整備課  
安心居住推進課

### <法務省>

保護局 更生保護振興課 地域連携・社会復帰支援室

### <自治体>

大牟田市  
座間市

### <福祉関係>

全国社会福祉協議会  
一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク  
特定非営利活動法人 ホームレス支援全国ネットワーク  
特定非営利活動法人 日本相談支援専門協会  
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会  
全国児童養護施設協議会  
全国母子寡婦福祉団体協議会  
一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会  
一般財団法人 高齢者住宅財団

### <住宅・不動産関係>

一般社団法人 全国居住支援法人協議会  
公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会  
公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会  
公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会  
公益社団法人 全日本不動産協会

### <矯正・保護関係>

更生保護法人 全国更生保護法人連盟  
認定特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構

## 開催概要

- 令和4年4月以降、月1回程度の開催を予定 ※全6回程度
- 構成員の実践報告を踏まえ、住まいの支援における課題について協議
- 各回毎に主たるテーマを設定。想定テーマは下記のとおり  
「生活困窮者」「高齢者・障害者」「ひとり親・ケアリーパー」「自治体」「刑務所出所者等」「不動産事業者」

36

## 居住支援全国サミットの開催について

### 令和3年度 居住支援全国サミット

高齢者、子育て世帯、生活困窮者、障害者、刑務所出所者等の住宅確保要配慮者に対する居住支援の強化を図る目的から、国における居住や福祉に関する施策と各地の居住支援協議会・居住支援法人等で行っている先進的な取り組みに関する情報提供の場として、国土交通省・厚生労働省主催で居住支援全国サミットを開催。

《日 時》 令和4年3月23日(水) 13時00分～16時30分

《開催方法》 オンライン開催 (Youtubeでの配信)

《主 催》 国土交通省・厚生労働省

《対象者》 地方公共団体、居住支援法人、不動産・福祉関係団体、一般参加者 等

《構成》

- 1 行政説明「居住支援の最新施策動向」** 国土交通省 / 厚生労働省 / 法務省 (30分)
- 2 基調講演「地域共生社会における居住支援」** 京都大学大学院工学研究科建築学専攻 三浦研教授 (60分)
- 3 居住支援の好事例紹介** (30分)
  - ①「全国居住支援法人協議会におけるアドバイス事業の取り組み」 NPO法人やどかりサポート鹿児島 理事長 芝田淳理事長
  - ②「3町連携によるとくのしま居住支援協議会の取り組み」 社会福祉法人南恵会
- 4 パネルディスカッション「地域における居住支援体制の構築～つながりの広げ方～」** (75分)
 

【コーディネーター】日本大学文理学部 白川泰之教授 【コメンテーター】 京都大学大学院工学研究科建築学専攻 三浦研教授  
【パネリスト】 足立区居住支援協議会 / 茅ヶ崎市都市部都市政策課

<視聴者数：580名>



37

# 居住支援協議会設立・運営の手引き

- 「住生活基本計画」の中で、成果指標として「居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率」を25%⇒50%に設定。
- 各市区町村における居住支援協議会設立を支援・促進する目的で「居住支援協議会 設立・運営の手引き」を作成

**居住支援協議会  
設立・運営の手引き**

**はじめに**

居住支援協議会とは、高齢者、障害者、子育て世代等の生活課題に顕著な困難を抱える住民の生活課題を解決する目的で、住民が中心となって活動する地域住民の組織です。協議会では、住民が中心となって活動する地域住民の組織です。協議会では、住民が中心となって活動する地域住民の組織です。

国土交通省  
住宅局 安心居住推進課 藤田 一郎

**(1) 新たな住みやすいコミュニティ制度について**

協議会では、高齢者、障害者、子育て世代等の生活課題に顕著な困難を抱える住民の生活課題を解決する目的で、住民が中心となって活動する地域住民の組織です。協議会では、住民が中心となって活動する地域住民の組織です。

① 住生活基本計画の策定・見直し  
② 住生活基本計画の策定・見直し  
③ 住生活基本計画の策定・見直し

**(2) 事務局の担い手・担当職員**

協議会では、高齢者、障害者、子育て世代等の生活課題に顕著な困難を抱える住民の生活課題を解決する目的で、住民が中心となって活動する地域住民の組織です。協議会では、住民が中心となって活動する地域住民の組織です。

事務局の担い手・担当職員

**(3) 住宅情報登記簿とは**

協議会では、高齢者、障害者、子育て世代等の生活課題に顕著な困難を抱える住民の生活課題を解決する目的で、住民が中心となって活動する地域住民の組織です。協議会では、住民が中心となって活動する地域住民の組織です。

住宅情報登記簿とは

**国土交通省による「居住支援協議会支援プロジェクト」**

協議会では、高齢者、障害者、子育て世代等の生活課題に顕著な困難を抱える住民の生活課題を解決する目的で、住民が中心となって活動する地域住民の組織です。協議会では、住民が中心となって活動する地域住民の組織です。

国土交通省による「居住支援協議会支援プロジェクト」

**(2) 相談対応 一般課員の職種**

協議会では、高齢者、障害者、子育て世代等の生活課題に顕著な困難を抱える住民の生活課題を解決する目的で、住民が中心となって活動する地域住民の組織です。協議会では、住民が中心となって活動する地域住民の組織です。

(2) 相談対応 一般課員の職種

## 国土交通省のHPで公表

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001403680.pdf>

# 居住支援メールマガジンにご登録ください！！

- 国土交通省住宅局安心居住推進課では、2019年2月に居住支援メールマガジンを創設しました。
- 居住支援に役立つ情報を地域で居住支援に取り組む人々に直接配信しています！

### 登録方法

- ◆ご所属・お名前を記載いただき、下記アドレスまでご連絡ください。
- ※配信停止・配信先変更も同じアドレスです。



[hqt-housing-support@mlit.go.jp](mailto:hqt-housing-support@mlit.go.jp)

### 誰でも配信できます！！

- ◆このメールマガジンでは、みなさまの活動についても配信しております。
- 掲載希望の内容などございましたら、左記アドレス（登録と同じ）までご連絡ください！！

官・民、住宅・福祉問わず、  
約2,000アドレスが登録されています！！

### 過去のアーカイブ

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_fr3\\_000019.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html)